○農林水産省告示第八百五十七号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、農業分野に係る経営力向上に関する指針（令和元年農林水産省告示第九百五十一号）の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和七年五月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第２　経営力向上の内容・実施方法等に関する事項 １～３　（略） ４　売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第３項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする事業者は、経営力向上に係る事業の実施を通じて100億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。 ５・６　（略）	第２　経営力向上の内容・実施方法等に関する事項 １～３　（略） （新設） ４・５　（略）

附　則

この告示は、令和七年六月二日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岩国市玖珂町字大坪一〇一五六番一〇から同市玖珂町字岩瀬戸一〇三五九番四まで	前	最大 三五 最小 二三	五四
	後	最大 三三 最小 二三	

○国土交通省告示第四百二十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
相生市那波字赤面谷二〇六八番三七から同市那波字赤面谷二〇六八番二七まで	前	最大 一〇四 最小 四八	五二
	後	最大 一〇四 最小 四一	

○関東地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	吉川市大字須賀字古川四六一番一から埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島字中東四四五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　令和七年六月一日

○関東地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	千曲市大字杭瀬下字東沖五六番二から同市大字杭瀬下字東沖三八番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月三十日

○中国地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

中国地方整備局長　林　正道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号及び四百八十二号	鳥取県八頭郡八頭町桜ヶ丘字沖穴田一三六五番一から同町安井宿字岸田一四六二番一まで	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月三十日

○中国地方整備局告示第五十一号

太田川水系滝山川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を作成したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により準用する同条第三項及び第四項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び太田川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

中国地方整備局長　林　正道